

重点期間における熱中症予防対策の徹底について

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあります。

昨年の千葉労働局管内の熱中症による死傷災害の発生状況を見ると、全産業で 46 件(うち死亡災害 1 件)と、前年 29 件(うち死亡災害 2 件)に比較して大きく増加しています。このうち 4 分の 3 を占める 34 件が 7 月と 8 月に発生しており、気温が急に上がる時期に暑熱順化を適切に行うことが求められます。

また、熱中症による死亡災害の多くの事例において、暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育が行われていなかったことなどが認められています。

千葉労働局においては、5月から「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、熱中症の予防に取り組んでいますが、特に、熱中症が多発する7月と8月については重点取組期間として、熱中症予防対策の徹底を図ることとしています。

つきましては、元方事業者と協力事業者が一体となって、下記事項を重点的に 取り組むよう要請いたします。

記

- 1 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること。
- 2 労働者の食事や睡眠等の健康情報や暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視頻度を増やすこと。
- 3 熱中症のリスクが高まっていることから、熱中症の症状、熱中症の予防方法、 緊急時の救急措置等の安全衛生教育を行うこと。
- 4 労働者に異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請すること。

令和5年7月5日 厚生労働省 千葉労働局長 岩野 剛